

文書番号	特養. 共 06	社会福祉法人 聖徳園	頁		1/7	
発行日	2021. 4. 1	ケアハウス 敬愛管理規程	承認	理事長	起案	檜原
版	3					

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖徳園が設置経営する ケアハウス敬愛(以下「施設」という)の管理運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と、老人福祉法の理念に基づき、入居者の処遇の充実並びに生活の安定を図ることを目的とする。

(管理運営方針)

第2条 施設の運営管理については、生活の場であることを踏まえつつ、高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性尊重を基本として、入居者が明るく心豊かな生活ができるよう、配慮していくものとする。

(入居者の定員)

第3条 施設の入居者定員は、15名とする。

(入居者の要件)

第4条 施設に入居できる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 年齢は60歳以上であること。ただし、夫婦の場合は、いずれか一方が60歳以上であれば差し支えない
- (2) 身体機能の低下等が認められ、又、高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者で、家族と同居できない者、及び自炊等が困難・不安のある者
- (3) 伝染性疾患及び精神的疾患等を有せず、かつ問題行動を伴わない者で、共同生活に適応できる者
- (4) 各種サービスを利用することにより、自立した日常生活を営むことができる者
- (5) 生活費に充てることのできる資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料が負担できる者
- (6) 確実な保証能力を有する身元保証人がたてられること

(利用料等)

第5条 入居者は、利用料として別表に定める月額利用料を、月毎に、月末までに施設長の指定する方法で支払うものとする。

- 2 入居又は退居にともなって、1ヶ月に満たない期間利用した場合の利用料は、日割り計算によって精算するものとする。
- 3 事務費の減額を希望する者は、入居時及び翌年度以降毎年一回、入居者自身の収入等に関する挙証資料を添付し、施設長に対して申請を行うものとする。

第2章 職員及び職務

(職員及び職務)

第6条 施設長は、西宮市の定める「西宮市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」に示された所定の職員を配置し、職員は、当施設の設置目的を達成するため必要な職務を行う。

施設に、次の職員を置く。

- (1) 施設長 1名 (特養兼務)
施設の業務を総括する。施設長に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が施設長の職務の代行をする
- (2) 事務員 1名 (特養兼務)
施設の庶務及び会計事務に従事する
- (3) 生活相談員 1名以上
入居者の入退去、生活相談及び援助の企画立案、実施に関する業務に従事する
- (4) 介護職員 1名以上
入居者の日常生活の相談及び援助業務に従事する
- (5) 栄養士 1名 (特養兼務)
給食管理、入居者の栄養指導業務に従事する
- (6) 調理員 外部業者に業務委託

第3章 入居及び退居

(入居)

第7条 入居を希望する者は、次に掲げる書類を施設長に提出しなければならない。

- (1) 入居申込書
 - (2) 住民票
 - (3) 所得証明書
 - (4) 連帯保証人届
 - (5) 健康診断書
 - (6) 返還金受取人届
- 2 施設長は、入居申込者の入居の可否について判断をし、入居の申し込みがあった日から14日以内に、入居の可否について連絡するものとする。
 - 3 入居にあたっては、入居申込者及び連帯保証人と施設長とが入居契約書を取り交わすものとし、又、契約書に付随して、本管理規程についても、詳細を入居申込者に説明するものとする。

(入居者台帳の整備)

第8条 入居者に対しては、本人のこれまでの生活状況、家庭状況等を入居者台帳に記載し、入居後の健康管理、相談助言等に備えるものとする。

(退 居)

第9条 入居者は、退居しようとするときは、退居届を施設長に提出しなければならない。

(死 亡)

第10条 施設長は、入居者が死亡したときは、連帯保証人に連絡する等、必要な措置をとるものとする。

(居室の変更)

第11条 施設長は、入居者が次の各号の一に該当するときは、居室の変更をすることができる

- (1) 入居者の身体機能の低下等、居室を変更することが適当と認められるとき
- (2) その他、施設長が居室の変更が必要と認めるとき

第4章 利用者の日常生活

(専用居室)

第12条 居室の清掃、日常的な維持管理は、入居者が行うものとする。 また、居室のゴミ、廃棄物については、入居者が定められた場所まで運搬することを原則とする。

2. 居室において、練炭、火鉢、石油ストーブ、など火器類の使用は、安全面から禁ずる。

(共同施設・設備)

第13条 共同施設・設備の利用時間や生活ルールなどは、施設長との間で協議のうえ決定するものとする。

- 2 入居者は、共用施設・設備等、専用居室以外の決められた場所に私物を置いてはならない。
- 3 共用施設・設備等の清掃、維持管理は、施設職員が行うものとする。

(処遇上の基本原則)

第14条 入居者の処遇については、老人福祉法の理念に基づき、入居者がその心身の状況に応じて快適な日常生活を営むことができるように配慮しなければならない。

(相談・助言)

第15条 入居者に対しては、親身になって各種相談に応ずるとともに、適切な助言を行い、必要に応じて、行政や在宅福祉サービス等の実施者と十分な連携をとり、その有効な利用について積極的に援助を行うものとする。

(食 事)

- 第16条 入居者に対して、毎日3食を給し、高齢者に適した食事を提供するものとする。ただし、あらかじめ食事をしない旨の連絡があった場合には、提供しなくてもよいこととする。
- 2 食品の調理加工及び保管は衛生的に行い、栄養士による毎日の献立表を作成して、栄養のバランスに留意するものとする。

(入 浴)

- 第17条 3階浴室の入浴は、月～土曜日とし、入居者が定められた時間帯に入浴できるよう準備を行うものとする。
- 2 シャワーは、入居者が常時使用できるよう配慮する。
 - 3 原則として、個別の入浴介助は行わないこととする。
 - 4 入居者は、伝染性の疾患等の疑いがある場合は、速やかに職員に相談し、その指示に従わなければならない。

(緊急時の対応)

- 第18条 入居者は、身体の状態の急激な変化等で、緊急に職員の対応を必要とする状態になったときは、昼夜を問わず、24時間いつでもナースコール等で対応を求めることができる。
- 2 職員は、ナースコール等で入居者から緊急の対応の要請があったときは、速やかに適切な対応を行う。
 - 3 入居者が、あらかじめ近親者等緊急連絡先を届け出ている場合は、医療機関への連絡とともに、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行う。

(緊急やむを得ず身体拘束等を行う際の手続等)

- 第19条 施設は、施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。
- 2 施設は、前項の身体拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。
 - (1) 身体拘束防止委員会を設置する。
 - (2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる様態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する
 - (3) 入居者又は家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する
 - 3 身体拘束に関しては「身体拘束に関する規定」に定めるところによる。

(生活援助)

- 第20条 入居者に対する日常生活の援助は、原則として実施しないものとする。
- 2 入居者が入居後において心身の障害等で家事等が独力でできず、又病気等で介護者が必要になった場合には、外部の在宅福祉サービスが受けられるよう、迅速な措置を取ることとする。

この場合、所要の費用は、入居者の個人負担とする。

(保健衛生)

- 第21条 入居者の定期健康診断は、年1回以上行い、その記録を保存する等、日常における健康管理に配慮することとする。
- 2 入居者の健康管理に当たっては、高齢者特有の疾病の予防に努めるものとする。
 - 3 入居者に対し、随時保健衛生の知識の普及指導を行うものとする。

第5章 利用者の規律

(利用者の心得)

- 第22条 施設長は、入居者が守るべき事項を記載した「ケアハウス敬愛 入居ご案内」を入居者に配布し、その趣旨を十分周知徹底しなければならない。

(約束事の遵守)

- 第23条 施設長は、施設の円滑な運営を図るため、入居者が「ケアハウス敬愛 入居ご案内」の事項を遵守し、施設の諸行事、事業等に参加協力するよう努めなければならない。

(外出及び外泊)

- 第24条 入居者は、外出又は外泊しようとするときは、外出届又は外泊届に所要事項を記入し、届け出るものとする。

(来訪者)

- 第25条 入居者は、来訪者があったときは、その都度、面会カードに記入し、着用するものとする。
- 2 来訪者が、自室に宿泊しようとするときは、必ず施設長の承認を受けなければならない。

(健康保持)

- 第26条 入居者は、常時自ら健康保持に努めること。

(身上変更の届出)

- 第27条 入居者は、入居後の身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに届けるものとする。

(融和と信頼)

- 第28条 入居者は、相互に親睦と信頼を深め、よき隣人として融和し、他人の人権を無視するような言動のないように努めるものとする。

(居室内の工作)

第29条 施設長の承認を得ずに、居室の形状を変更するような工作を加えてはならない。

(承認を必要とする事項)

第30条 入居者は、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ施設長の承認を得なければならない。

- (1) 敷地内に工作をしようとするとき
- (2) 敷地内に自動車等を保有しようとするとき

(小動物の飼育)

第31条 入居者は、居室又は敷地内において、小鳥及び小型魚類以外の動物を飼育してはならない。

(政治・宗教活動の禁止)

第32条 当施設は、一切の政治活動及び宗教活動を行わない。

- 2 入居者は、専用居室以外の場所で、一切の政治的活動及び宗教活動をしてはならない。又、他の入居者に、それらの活動への参加を強要してはならない。

(自主活動への協力)

第33条 入居者は、施設の共用設備を使って自由に趣味教養活動や自主的なクラブ活動、行事等を行うことができるものとする。

- 2 前項の場合、必要な費用は参加者が負担する。
- 3 第1項に関して、施設職員は、自主活動の主旨を損なわない範囲で、助言や援助を行うことができる。

(損害賠償)

第34条 入居者は、故意又は重大な過失によって、建物、設備、及び備品等に損害を与えたときは、その損害を弁償し、又は現状に回復しなければならない。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第35条 施設長は、火災、地震、風水害等非常災害に備えて、消火、避難救出等に関する計画を定め、定期的に訓練の実施等万全の対策を講ずるとともに、利用者も参加した訓練を年2回以上実施するものとする。この訓練等は、併設されている指定介護老人福祉施設等と一体で実施する。

- 2 防火管理者の選任、防火管理組織等については、指定介護老人福祉施設と一体で行う。
- 3 入居者は、健康上又は防災等の緊急事態の発生に気付いたときは、ナースコール等最も適切な方法で施設の職員まで事態の発生を知らせなければならない。

第7章 夜間の管理体制

(隣接施設の協力)

第36条 施設長は、入居者の安全と緊急時に対処するため、隣接する関連施設(宿日直員勤務)の協力を得るため、非常通報装置等を連結設置し、常時緊急対応できるよう万全の体制を講ずるものとする。

第8章 雑則

(地域社会の連携)

第37条 施設長は、常に地域社会との連携を深め、入居者が地域の一員として、自立した生きがいのある生活が営めるよう、配慮しなければならない。

(改正)

第38条 この規程を改正・廃止しようとするときは、社会福祉法人聖徳園理事長の決裁を経るものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成8年10月14日より施行する。
- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 1 この規定は、平成25年10月1日から施行する。
- 1 この規定は、令和3年4月1日から施行する。